

原料原産地表示の目的

平成28年8月23日
消費者庁・農林水産省

表示制度の目的

食品表示法（平成25年法律第70号）　抜粋

（目的）

第一条 この法律は、食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性の確保及び
自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関し重要な役割を果たしている
ことに鑑み、販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の譲渡を含む。以下
同じ。）の用に供する食品に関する表示について、基準の策定その他の必要な
事項を定めることにより、その適正を確保し、もって一般消費者の利益の増進
を図るとともに、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、健康増進法（平成14
年法律第103号）及び農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175
号）による措置と相まって、国民の健康の保護及び増進並びに食品の生産及び
流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与することを
目的とする。

- ・韓国（農水産物の原産地表示に関する法律（法律第10022号2010. 2. 4 制定））

目的

農産物、水産物又はその加工品等に対して、適正かつ合理的な原産地表示をさせることで、消費者の知る権利を保障し、かつ、公正な取引を誘導することによって生産者と消費者を保護すること。

平成28年6月13日 第5回「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」資料2から

- ・オーストラリア（オーストラリア消費者法134条に基づく原産国表示情報基準2016）

目的

より明確で、矛盾のない、有益で確認が容易な食品の原産国表示を提供することにより、消費者が購入する食品について、個人の嗜好に沿って、より多くの情報に基づいた選択ができるようにすること。

平成28年7月26日 第6回「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」資料2から